

令和6年度介護施設等防災リーダー養成研修事業企画提案募集要領

1 趣旨

この募集要領は、令和6年度介護施設等防災リーダー養成研修事業（以下、「本事業」という。）を委託するにあたり、最適な事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

別添「基本仕様書」のとおり

3 契約条件

(1) 委託金額

3,866,000円を上限とする。（消費税及び地方消費税込み）

(2) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の金額とする。

ただし、愛知県財務規則第129条の3の規定に該当する場合は、全額を免除する。

免除を希望する場合は、契約締結時までに「契約保証金免除に関する申立書（別紙様式1）」に必要書類を添付の上、愛知県福祉局高齢福祉課介護保険指導第二グループへ提出提出すること。提出方法は、「5応募方法（4）提出方法」による。

(3) 契約期間

契約締結日から2025年3月31日までとする。

(4) 委託費の支払条件

事業完了後の精算払いとする。

(5) その他

ア この企画提案に係る費用は、すべて企画提案者の負担とする。

イ 企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件のもとで、その額を超えることは認めない。なお、提案内容等を勘案して契約額を決定するため、見積書に記載した見積り金額と同額にならない場合がある。

4 応募資格

(1) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 企画提案書提出期限の時点において、愛知県会計局が作成した「令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿」の大分類「03. 役務の提供等」のうち、中分類「16. その他の業務委託等」の小分類「03. 研修」に登録されている法人又は団体。

イ 過去に国、都道府県、市町村からの委託事業として研修事業を実施した実績がある法人又は団体。

(2) 上記（1）のいずれかに該当する者であっても、次に掲げる要件をすべて満たさない者は欠格とする。

ア 愛知県内に主たる事業所（営業所、支所を含む）があること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないもので、応募受付期間において愛知県から「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止処分を受けていないこと。

ウ 応募受付期間において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

5 応募方法

(1) 提出する書類

別紙1「企画提案書作成要領」に基づいて必要書類を作成し提出すること

(2) 提出期限

2024年5月16日（木）午後5時（必着）

(3) 提出先

〒460-8501（県庁個別郵便番号：所在地記載不要）
愛知県福祉局高齢福祉課（愛知県庁西庁舎2階東側）
介護保険指導第二グループ

(4) 提出方法

持参もしくは郵送による（電子メール及びファクシミリは不可）。

なお、郵送の場合は特定記録郵便等の配達記録が確認できる方法によること。

また、持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(5) 留意事項

ア 企画提案の内容は企画から事業完了に至るまでの一切の業務とする。

イ 企画提案に係る経費（必要書類の作成に要する経費等）は企画提案者の負担とする。

ウ 企画提案は、1者につき1案とする。

エ 提出された企画提案書等の書類は返却しない。

オ 企画提案の審査は契約の相手方を選定するための手続であり、事業の実施においては企画提案の内容を最低限の内容とし、県と被選定者が協議して実施内容を決定する。

カ 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（別紙様式2）を提出すること。

キ 次のいずれかに該当した場合、企画提案者は失格とする。

（ア）提出書類に重大な不備又は、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合

（イ）県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合

（ウ）企画提案者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受ける等参加資格をみださなくなった場合

(6) 企画提案に関する問合せ

質問は、2024年5月2日（木）まで電子メールでのみ受け付ける。

なお、件名を「介護施設等防災リーダー養成研修事業に関する質問（事業者名）」と記入し、受信確認のために電話にて電子メールを送信した旨を連絡すること。

質問の回答は、質問者宛に電子メールで回答するほか、愛知県福祉局高齢福祉課の Web ページに掲載する。（質問内容が質問者固有の内容である場合、回答は掲載しない。）

6 審査・選定

(1) 審査方法

審査は、公募型提案競争（コンペ方式）とし、提出のあった企画提案の中から、選定委員会が審査のうえ、優秀案を選定する。

第1次審査（書類による）と第2次審査（プレゼンテーションによる）を行うが、企画提案者が5者以下の場合は第2次審査のみを行う。

(2) 選定基準

選定においては、主に以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 研修企画内容

- ・カリキュラムの内容が事業の目的・趣旨に沿っているか。
- ・研修講師の人選は適切か。
- ・介護職員が参加しやすい実施方法となっているか。

イ 事業実施能力

- ・事業を確実に実施できる能力を有しているか

ウ 広報・集客

- ・集客のための工夫がされているか。

(参考) 過去3年分の参加者実績

令和5年度	220名
令和4年度	218名
令和3年度	174名

エ 社会的な価値の実現に資する取組

- ・環境に配慮した事業活動、障害者への就業支援、男女共同参画社会の形成に資する取組又は仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための取組状況

(3) 第2次審査の実施

ア 日時 2024年5月27日（月）※詳細な時間等は第1次審査通過者へ別途通知

イ 場所 愛知県庁周辺会議室（調整中）

ウ 実施方法

1者あたり10分間のプレゼンテーションを実施し、その後5分間の質疑応答を行う。

エ その他

(ア) 選定委員会は非公開とし、審査の経過等の審査に関する問合せには応じないこととする。

(イ) 第2次審査への出席に係る費用は企画提案者の負担とする。

(ウ) 第2次審査でのプレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書により行う。

(パソコン及びプロジェクター等の使用は不可。) 企画提案書提出後の資料の差し替え及び追加資料の提出は、一切認めない。

(エ) 第2次審査に参加しない者（指定した時間に遅刻した場合を含む。）については、企画提案を取り下げたものとみなす。

(4) 契 約

選定委員会において選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。
なお、契約が不調に終わった場合は、次点のものと交渉する。また、選定されなかった者への結果を通知する。

7 その他

委託業務の契約期間の間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために必要な連絡調整を愛知県と行うこと。

8 問合せ先

担 当：愛知県福祉局高齢福祉課 介護保険指導第二グループ（松枝、安宅）

電 話：052-954-6861（ダイヤルイン）

FAX：052-954-6919

メール：korei@pref.aichi.lg.jp